

防府市告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年四月十九日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年四月十九日

防府市長
池田 豊

整理番号	路線名	区間	供用開始の日
〇二―〇四七	中塚塚原線	大字高井字伊杭五二五番一地从先から 大字下右田字国木三九〇番四地从先まで	令和六年四月十九日
〇二―〇四七	中塚塚原線	大字下右田字沼六二五番五地从先から 大字下右田字木ノ下六〇二番六地从先まで	令和六年四月十九日
〇四―〇六七	東車塚中浜線	大字新田字西立登り一〇六七番地从先から 大字新田字富田七五一番一〇地先まで	令和六年四月十九日
〇四―一五三	古谷河内二号线	大字仁井令字東上みとろ一〇四七番一地从先から 大字仁井令字東上みとろ一〇四五番八地从先まで	令和六年四月十九日
〇五―一一五	上地四号线	大字田島字上地二筋第一 七五二番二地从先から 大字田島字上地二筋第一 七五六番一〇地先まで	令和六年四月十九日
〇六―一二二	開出六号线	開出二一七四番一地从先から 開出二一四二番一地从先まで	令和六年四月十九日
〇八―一〇二	上地上新前町一号线	大字田島字上地一筋第三 八〇六番一七地从先から 大字田島字上地一筋第三 八〇一番一〇地先まで	令和六年四月十九日
〇九―〇〇九	櫻本今市線	今市町四四五番二地从先から 迫戸町三四四番七地先まで	令和六年四月十九日
一二―〇二五	坂本江泊線	大字江泊字東前町二一一七番一地从先から 大字江泊字西前町二〇〇二番一地从先まで	令和六年四月十九日

一一一〇三二

下
木
部
一
号
線

大字牟礼字菰原四六七番二二地先から
大字牟礼字蕃助四三八番一五地先まで

令和六年四月十九日